責務合意書

ユニバ株式会社代表取締役を甲とし、

を乙として、ユニバ株式会社が価値あるものとして存続するために、

下記の通り相互の責務を定めることに合意する。

対象となる期間

自2019年4月1日 至2020年3月31日

甲の責務

- 1. 甲は、ユニバ株式会社が価値あるものとして存続するために、その存在意義、価値、目標について乙と理解を共にし、相互の協力関係を将来にわたって維持するよう努める。
- 2. 甲は、乙が自らの責務を果たし、ユニバ株式会社に貢献するために必要とする支援を行う。
- 3. 甲は、乙のユニバ株式会社に対する貢献を多面的に理解するように努め、その対価として適切な額の報酬を決定する。
- 4. 甲は、報酬の決定について、乙と理解を共にするよう努め、求めに応じてその背景、経緯、意図を説明する義務を負う。
- 5. 甲は、乙に対し、以下に定める報酬を支払う。
- (1) 基本報酬 (契約期間を通じて定額で支払われる報酬) 締切日: 毎月末
 - (2) 基本報酬振り込み日: 翌月10日
- (3) 変動報酬 (直前の四半期の会社全体の業績、特別な貢献、その他特に定められた支払い根拠によって都度決定される報酬) 支給日: 年4回、毎年4月30日、7月31日、10月31日、1月31日
 - (4) 保険加入: 厚生年金、健康保険、雇用保険

基本報酬

(a) 基本報酬	円/月
(b) 住宅補助	円/月
基本報酬合計 ((a + b) × 12ヶ月)	円/年

乙の責務

- 1. 乙は、ユニバ株式会社が価値あるものとして存続するために、その存在意義、価値、目標について甲と理解を共にし、相互の協力関係を将来にわたって維持するよう努める。
- 2. 乙は、甲が自らの責務を果たし、ユニバ株式会社に貢献するために必要とする支援を行う。
- 3. 乙は、以下に定める人的資源と物的資源について、その用途を自由に決定する
 - (1) 乙のユニバ株式会社における一切の活動
 - (2) 乙によって購入または導入される資材・サービス
- (3) その他、乙の管理下または影響下に置かれるユニバ株式会社の資産、財産すべて
- 4. 乙は、資源の用途の決定について、甲と理解を共にするよう努め、求めに応じてその背景、経緯、意図を説明する義務を負う。
- 5. 乙は、以下に定める日数をユニバ株式会社の活動に充てる。

活動日数

(c) 活動日数 200 日/年

上記内容に相違ないことを認める。

年月日甲(ユニバ株式会社代表取締役)

